

# 屋外広告物の適正な管理と安全点検をお願いします

近年、全国的に適正に管理されていない屋外広告物が落下又は倒壊する事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

山形市では屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の設置者と管理者に対して、屋外広告物の管理を怠らないようにし良好な状態を保持することや、公衆に対する危害の防止のために定期的な点検と、必要に応じ補修などの措置を講じるよう義務化しております。

昨年度においては、山形市の中心部で、店舗の照明付き看板が原因と思われる火災や、空店舗の壁面利用広告板が腐食により歩道上に剥がれ落ちる事故が発生しました。幸いにもけが人はいませんでしたが、未然に事故を防止するには日頃からの管理と安全点検が必要となります。

## 1 屋外広告物の安全点検

屋外広告物の表示者・設置者に対して、屋外広告物の劣化等の状況の点検をお願いします。  
(許可の要・不要を問わず、次の屋外広告物を除く全ての屋外広告物が点検の対象です。)

【点検の対象から除外される屋外広告物】

- 電力柱等利用広告 (ただし、袖看板は点検対象)
- はり紙
- はり札等
- 立看板等
- 広告幕
- 広告旗
- アドバルーン
- 道路標識

## 2 安全点検は有資格者

点検を行う有資格者は、屋外広告物の種類ごとに次のとおりです。

	建植広告 (うち特殊装置広告)	壁面利用広告 (うち特殊装置広告)	屋上利用広告 (うち特殊装置広告)	袖看板 (うち特殊装置広告)
・屋外広告士	○	○	○	○
・日広連 <sup>※1</sup> 開催の点検技能講習会修了者	(○)	(○)	(○)	(○)
・一級建築士 <sup>※2</sup>	○	○	○	×
・二級建築士 <sup>※2</sup>	(×)	(×)	(×)	(×)
・一級建築施工管理技師 <sup>※2</sup>				
・第一種電気工事士 <sup>※2</sup>	×	×	×	○
・第二種電気工事士 <sup>※2</sup>	(×)	(×)	(×)	(×)
・特種電気工事資格者 <sup>※2</sup>	×	×	×	○
	(○)	(○)	(○)	(○)

※1 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

※2 上記資格を有し、なおかつ自治体が開催する屋外広告物講習会を修了していること

点検できる有資格者を探したいのですが...

山形県内であれば、『山形県屋外広告美術協同組合』に相談いただくことができます。  
ホームページをご覧ください。

### 3 修繕が必要な代表的な例



ブラケット・取付部の腐食



支柱、ベース、アンカーの錆び



広告板底部の腐食



基礎部にひび割れ



屋外広告物本体の傾き



照明の一部不点灯

### 4 山形県内でも看板事故が発生

早期発見が事故を防ぎます。定期的な点検が重要です。

堅固に見える建植広告板でも、風圧を受けやすい形状のため、支柱の根元や広告板結合部が振動で金属疲労が生じ、また、腐食の進行により経年劣化しやすくなっています。

〈最近の事故〉

- ・令和 4 年 6 月 山形市内の飲食店の照明付き壁面看板から出火し、火災となった。
- ・令和 4 年 6 月 山形市内で空き店舗の壁面利用広告板が剥がれ落ち、歩道をふさぐ。
- ・令和 2 年 6 月 尾花沢市内で建植広告板が倒れ、歩道をふさぐ。
- ・令和元年 5 月 寒河江市内の駐車場で高さ 9.6mの建植広告板が倒れ、乗用車 1 台が破損。
- ・平成 30 年 9 月 山形市内で店舗敷地内の建植広告板が倒れ、柵を倒す。
- ・平成 29 年 5 月 米沢市内で高さ 10mの建植広告板が強風により、歩道に倒壊。
- ・平成 25 年 9 月 山形市内の商業ビルの壁面利用広告板が 10mの高さから歩道に落下。



### 5 お問い合わせ先

山形市まちづくり政策部 まちなみデザイン課 屋外広告物係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号

TEL : 023-641-1212 (内線 516) FAX : 023-624-8903

E-mail : machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※ 9月1日～9月10日は、「屋外広告物適正化旬間」となっております。

